

平成30年2月16日

鹿児島市におけるタクシーの特定地域計画の認可について

鹿児島市については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、平成27年8月1日付けで特定地域として指定され、同法の規定により組織された「鹿児島市タクシー特定地域協議会」において、タクシー事業の適正化と活性化を推進するための計画（特定地域計画）の作成に向けた議論が進められてきたところです。

今般、同協議会から申請されていた、鹿児島市における特定地域計画を平成30年2月16日付けで認可しましたのでお知らせします。

今後、当該特定地域計画に合意する各タクシー事業者が事業者計画の認可を受け、タクシーの供給輸送力の削減措置と併せた需要活性化策を行うことにより、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取り組みを実施していくこととなります。

記

1. 当該認可に係る特定地域計画の内容（概要）

資料1のとおり

2. 当該認可特定地域計画を作成した協議会の名称

鹿児島市タクシー特定地域協議会

3. 当該認可特定地域計画に係る特定地域

鹿児島市

※ 「特定地域」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規程による特定地域のことで、概要等は資料2のとおりです。

なお、当該認可特定地域計画の本文は以下のURLで公表しています。

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file03/300216kagosimachiikikeikaku.pdf

運輸と観光で九州の元気を創ります

連絡先 九州運輸局自動車交通部

旅客第二課 ととき 十時

電話：092-472-2527（直通）

FAX：092-472-3616



鹿児島市特定地域計画の概要

1. 供給輸送力の削減

(1) 削減する供給輸送力

【法人タクシー】

- ・法人タクシーの「適正と考えられる車両数」(運輸局長公示)の上限値(1,406両)と特定地域指定日現在の同市の法人タクシー車両数(1,813両)との乖離解消に向けて389両の削減を行う。
なお、平成29年11月末時点において、既に79両を減車しており、現在保有車両数は1,734両になっている。

【個人タクシー】

- ・個人タクシーの「適正と考えられる車両数」(運輸局長公示)の上限値(255両)と特定地域指定日現在の同市の法人タクシー車両数(328両)との乖離解消に向けて73両の削減を行う。
なお、平成29年11月末時点において、既に29両を減少しており、現在保有車両数は299両になっている。

(2) 供給輸送力の削減方法

【法人タクシー】

- ・各事業者が、減車及び営業方法の制限

【個人タクシー】

- ・各事業者が、許可条件に定められた定期休日(月に2日)に加えて月2日の休日を実施

(3) 実施時期

- ・各タクシー事業者が作成する事業者計画の認可後

2. 活性化措置

- ・電子マネー、クレジットカード、ICカード決済機の導入促進
- ・子育て支援タクシーの導入推進
- ・ユニバーサルデザイン車両の導入促進
- ・ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進
- ・多言語対応タブレットの利用など通訳サービスの提供 等

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

原則 (道路運送法)	準特定地域 (大臣指定)	特定地域 (大臣指定・運審諮問)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：届出制 ◆ 自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：認可制 ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入・増車：禁止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)

